

出席停止について

(1) 学校感染症は学校において予防すべき感染症です。罹患した場合は、速やかに学校に連絡し医師の許可があるまでご家庭で安静にしてください。これは法律で定められた「出席停止」で、欠席扱いにはなりません。

登校に際しては医療機関による証明が必要です。用紙は本校指定のものでも、医療機関にあるものでも構いません。医療機関の用紙の場合は、生徒名、病名、出席停止期間、医療機関名、発行日が記載されていることを確認してください。本校指定の用紙は保健室に取りに来ていただくか、金城学院中学校・高等学校のホームページからPDF ファイルをダウンロードして印刷することもできます。本校指定の用紙は3種類あります。『インフルエンザによる出席停止報告書』は保護者が記入し、添付書類が必要です。『コロナ罹患証明書』、『感染症による出席停止証明書（生徒用）』は医療機関での記入となります。

各書類は、登校後すぐに提出してください。『証明書』の発行には、文書料がかかることがあります。

出席停止となる感染症については下記を参照してください。

【学校において予防すべき感染症】

学校保健安全法 2023.5.8 施行より

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白性髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）	治癒するまで
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）	
	特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで	
第3種	コレラ	感染のおそれなくなるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111などベロ毒素産生性大腸菌による感染症）	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

*但し、結核と髄膜炎菌性髄膜炎以外の第2種感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めた場合は医師の指示に従ってください。

*その他の感染症とは、学校で流行が起こった場合、その流行を防ぐために必要であれば、学校長が学校医の意見を聞き、第3種の学校感染症としての措置を講ずることのできる疾患のこと。

(2) 本校では「第3種 その他の感染症」のうち次に示すものは、医師の証明に基づき出席停止扱いにすることができます。その他の感染症は、流行状況により対応が異なるため、罹患した場合は担任に申し出てください。

出席停止扱いとできるその他の感染症

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎、ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）